○　高知県警察本部当直勤務要領の制定について（通達甲）

平成28年３月25日

警務発第362号

（概要）

本通達は、高知県警察処務規程（平成17年４月本部訓令第８号）第15条の規程に基づき、県本部の当直勤務について必要な事項を定めたものです。